

高砂市下水道事業経営戦略(案)

令和8年2月

高砂市上下水道部

目次

1. 事業概要	
(1) 事業の現況	1
(2) 民間活力の活用等	2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	2
2. 将来の事業環境	
(1) 処理区域内人口の予測	4
(2) 有収水量の予測	4
(3) 使用料収入の見通し	5
(4) 施設の見通し	5
(5) 組織の見通し	5
3. 経営の基本方針	5
4. 投資・財政計画(収支計画)	
(1) 投資・財政計画(収支計画)	6
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	6
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	7
5. 経費回収率向上に向けたロードマップ	8
6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	8
<投資・財政計画>	
下水道事業会計 投資・財政計画(収支計画:収益的収支)	9
下水道事業会計 投資・財政計画(収支計画:資本的収支)	10
原価計算表	11

高砂市下水道事業経営戦略(案)

団 体 名	高砂市
事 業 名	高砂市下水道事業
策 定 日	令和 8 年 3 月
計 画 期 間	令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和40(西暦1965)年度 (60年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	59.5人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処 理 区 数	4処理区(高砂処理区、伊保処理区、北浜処理区、加古川下流処理区)		
処 理 場 数	単独: 2処理場(高砂浄化センター、伊保浄化センター) 流域関連: 1処理場(加古川下流浄化センター) 広域: 1処理場(姫路市大塩終末処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	<ul style="list-style-type: none"> ・平成5年に加古川下流処理区を供用開始し、加古川下流浄化センターにて処理している。 ・平成7年に北浜処理区を供用開始し、姫路市大塩終末処理場にて処理している。 		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	下水道の使用料体系は従量制、定額制、水道料金比例制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。本市では従量制(10m ³ 基本使用水量あり)の累進使用料を採用しています。 料金体系(1カ月分)																		
	基本使用料	超過使用料																	
	10m ³ まで 800円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">10m³を超え15m³までの分</td> <td style="width: 40%;">100円</td> </tr> <tr> <td>15m³を超え30m³までの分</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>30m³を超え50m³までの分</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>50m³を超え100m³までの分</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>100m³を超え200m³までの分</td> <td>290円</td> </tr> <tr> <td>200m³を超え500m³までの分</td> <td>340円</td> </tr> <tr> <td>500m³を超え1000m³までの分</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td>1000m³を超える分</td> <td>420円</td> </tr> </table>	10m ³ を超え15m ³ までの分	100円	15m ³ を超え30m ³ までの分	160円	30m ³ を超え50m ³ までの分	190円	50m ³ を超え100m ³ までの分	240円	100m ³ を超え200m ³ までの分	290円	200m ³ を超え500m ³ までの分	340円	500m ³ を超え1000m ³ までの分	380円	1000m ³ を超える分	420円	
10m ³ を超え15m ³ までの分	100円																		
15m ³ を超え30m ³ までの分	160円																		
30m ³ を超え50m ³ までの分	190円																		
50m ³ を超え100m ³ までの分	240円																		
100m ³ を超え200m ³ までの分	290円																		
200m ³ を超え500m ³ までの分	340円																		
500m ³ を超え1000m ³ までの分	380円																		
1000m ³ を超える分	420円																		
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料と同一																		
その他の使用料体系の概要・考え方	概要なし																		
条例上の使用料*2 (20m³あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,310 円	実質的な使用料*3 (20m³あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,731 円														
	令和5年度	2,310 円		令和5年度	2,710 円														
	令和6年度	2,310 円		令和6年度	2,707 円														

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

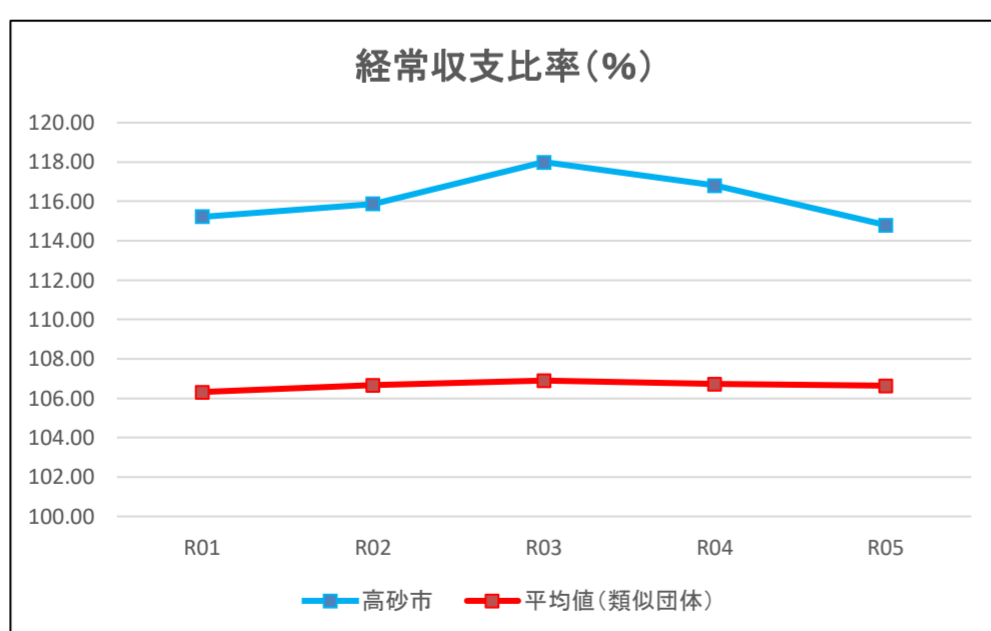
事業運営組織	<p><令和7年度上下水道部組織図></p>																																			
職員数	<p><職員数・職種・年齢構成等></p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務職</th> <th>技術職</th> <th>技能 労務費</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61歳～</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>51歳～60歳</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>41歳～50歳</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>31歳～40歳</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>～30歳</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8</td> <td>21</td> <td>4</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※令和7年4月1日現在</p>		事務職	技術職	技能 労務費	合計	61歳～	1	5	2	8	51歳～60歳	3	7	2	12	41歳～50歳	2	2	0	4	31歳～40歳	2	4	0	6	～30歳	0	3	0	3	合計	8	21	4	33
	事務職	技術職	技能 労務費	合計																																
61歳～	1	5	2	8																																
51歳～60歳	3	7	2	12																																
41歳～50歳	2	2	0	4																																
31歳～40歳	2	4	0	6																																
～30歳	0	3	0	3																																
合計	8	21	4	33																																

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年からポンプ場施設の運転管理の委託を実施している。 ・平成17年から高砂浄化センターの運転管理の委託を実施している。 ・平成19年から伊保浄化センターの運転管理の委託を実施している。 ・平成23年から使用料徴収事務及び計算事務の委託を実施している。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	伊保浄化センターにて発生する消化ガスを利用し、民間会社が発電事業を行っている。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	維持管理に支障のない用地に対し、携帯電話基地局の設置を許可している。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

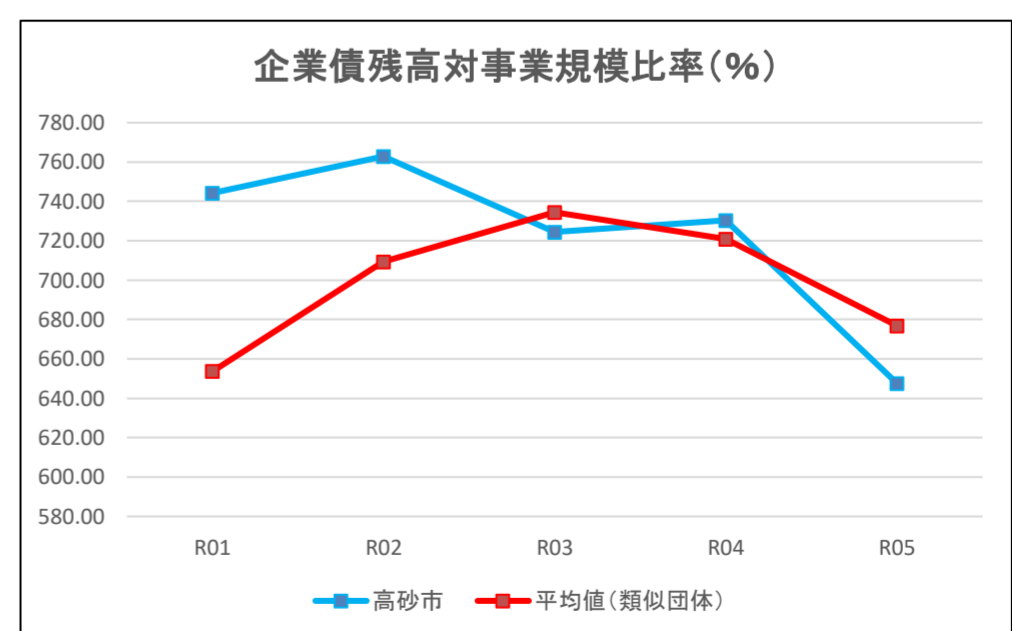


	R01	R02	R03	R04	R05
高砂市	115.23	115.88	118.00	116.80	114.80
平均値	106.32	106.67	106.90	106.74	106.65

[経常収支比率]

経常収益÷経常費用×100

給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

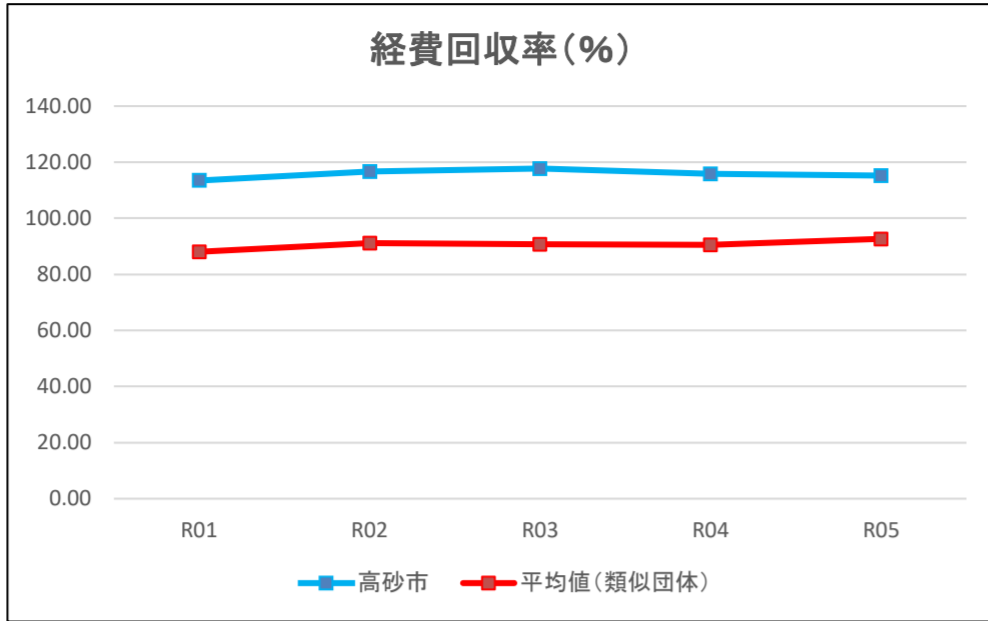


	R01	R02	R03	R04	R05
高砂市	744.28	762.84	724.50	730.45	647.63
平均値	653.69	709.4	734.47	720.89	676.93

[企業債残高対給水収益比率]

(企業債現在高合計－一般会計負担額)÷(営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金)×100

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標

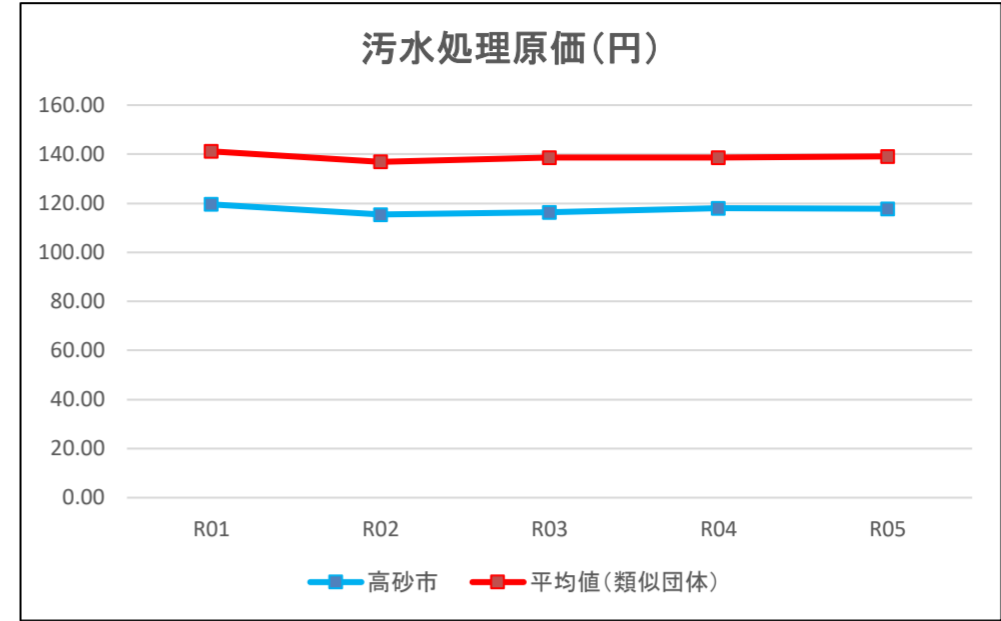


	R01	R02	R03	R04	R05
高砂市	113.45	116.60	117.74	115.82	115.18
平均値	88.05	91.14	90.69	90.50	92.66

[経費回収率]

下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標

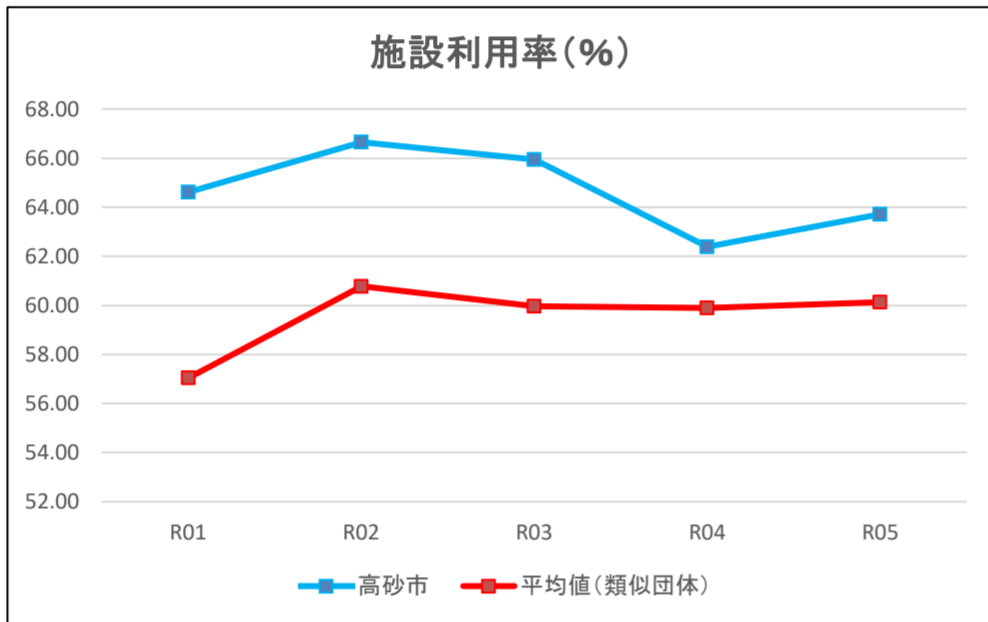


	R01	R02	R03	R04	R05
高砂市	119.53	115.43	116.37	117.90	117.65
平均値	141.15	136.86	138.52	138.67	139.12

[汚水処理原価]

汚水処理費(公費負担分を除く)÷年間有収水量

有収水量1㎡当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水費用を維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標

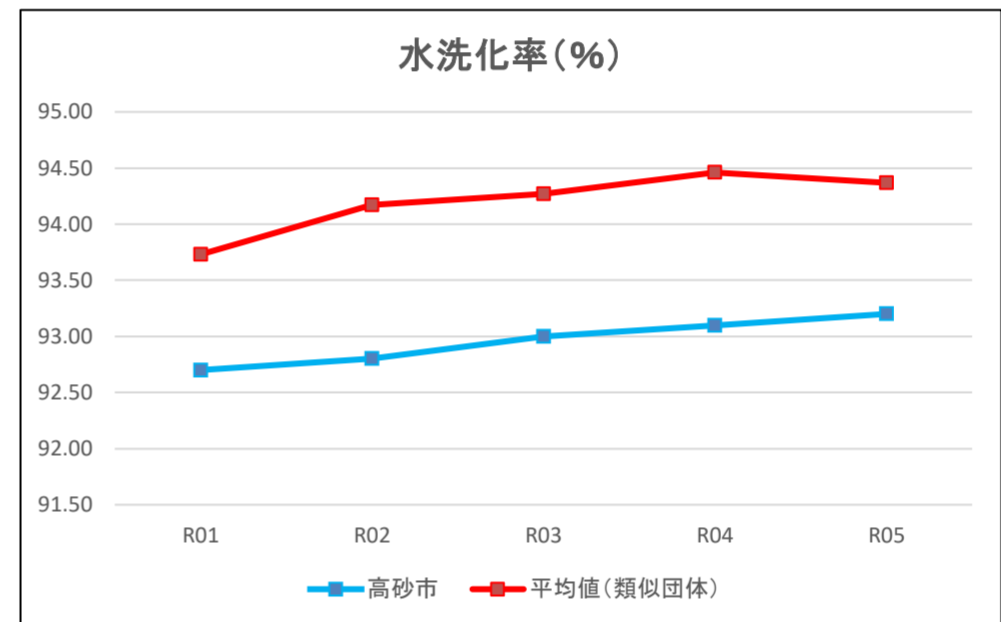


	R01	R02	R03	R04	R05
高砂市	64.61	66.65	65.95	62.39	63.72
平均値	57.04	60.78	59.96	59.90	60.13

[施設利用率]

晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100

施設の利用状況や適性規模を判断する指標

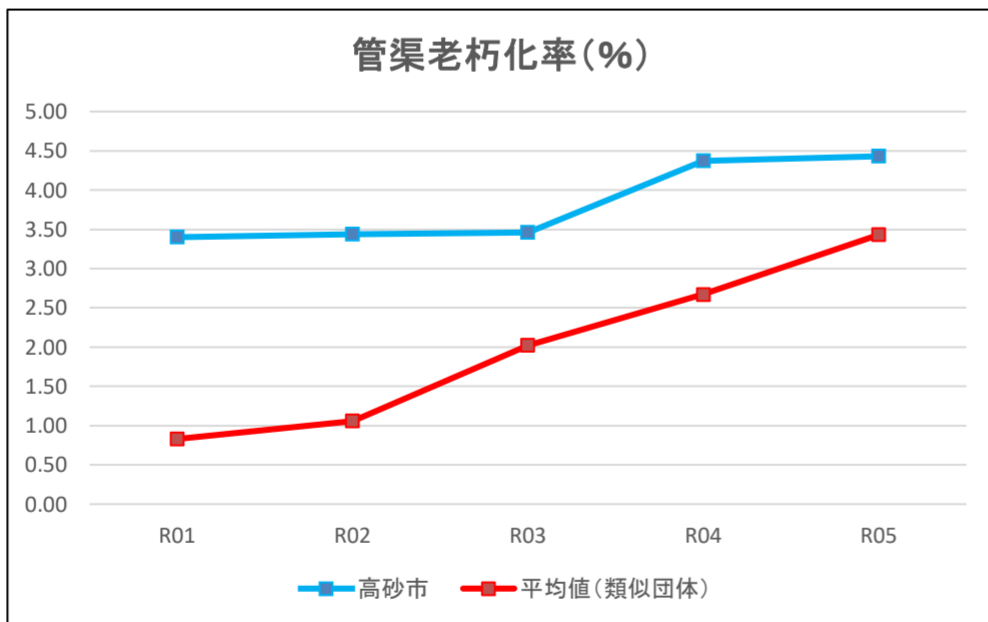


	R01	R02	R03	R04	R05
高砂市	92.70	92.80	93.00	93.10	93.20
平均値	93.73	94.17	94.27	94.46	94.37

[水洗化率]

現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標

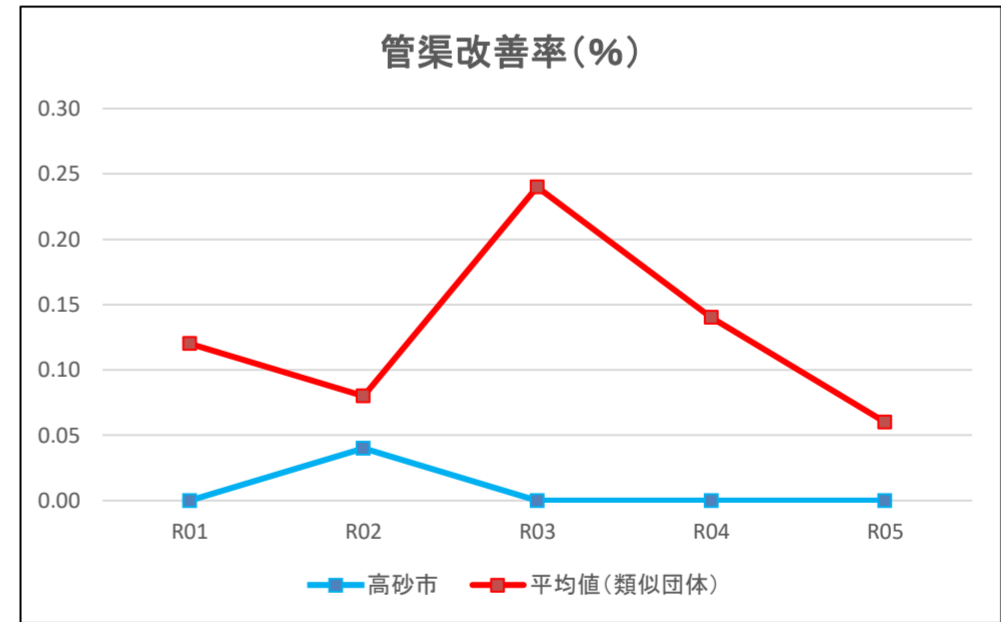


	R01	R02	R03	R04	R05
高砂市	3.40	3.44	3.46	4.37	4.43
平均値	0.83	1.06	2.02	2.67	3.43

[管渠老朽化率]

(標準耐用年数を超えた管渠延長経過した管渠延長÷管渠延長)×100

標準対応年数を超えた管渠延長の割合を表す指標



	R01	R02	R03	R04	R05
高砂市	0.00	0.04	0.00	0.00	0.00
平均値	0.12	0.08	0.24	0.14	0.06

[管渠改善率]

(当該年度に更新した管渠延長÷管渠延長)×100

管渠について、更新した管渠の延長が、管渠の総延長に対してどのくらいの割合を示す指標

出典: 高砂市…市決算値
 総務省集計値(処理区域内人口3万人以上、処理区域内人口密度50人/ha以上、供用開始年数30年以上の下水道事業の平均値)

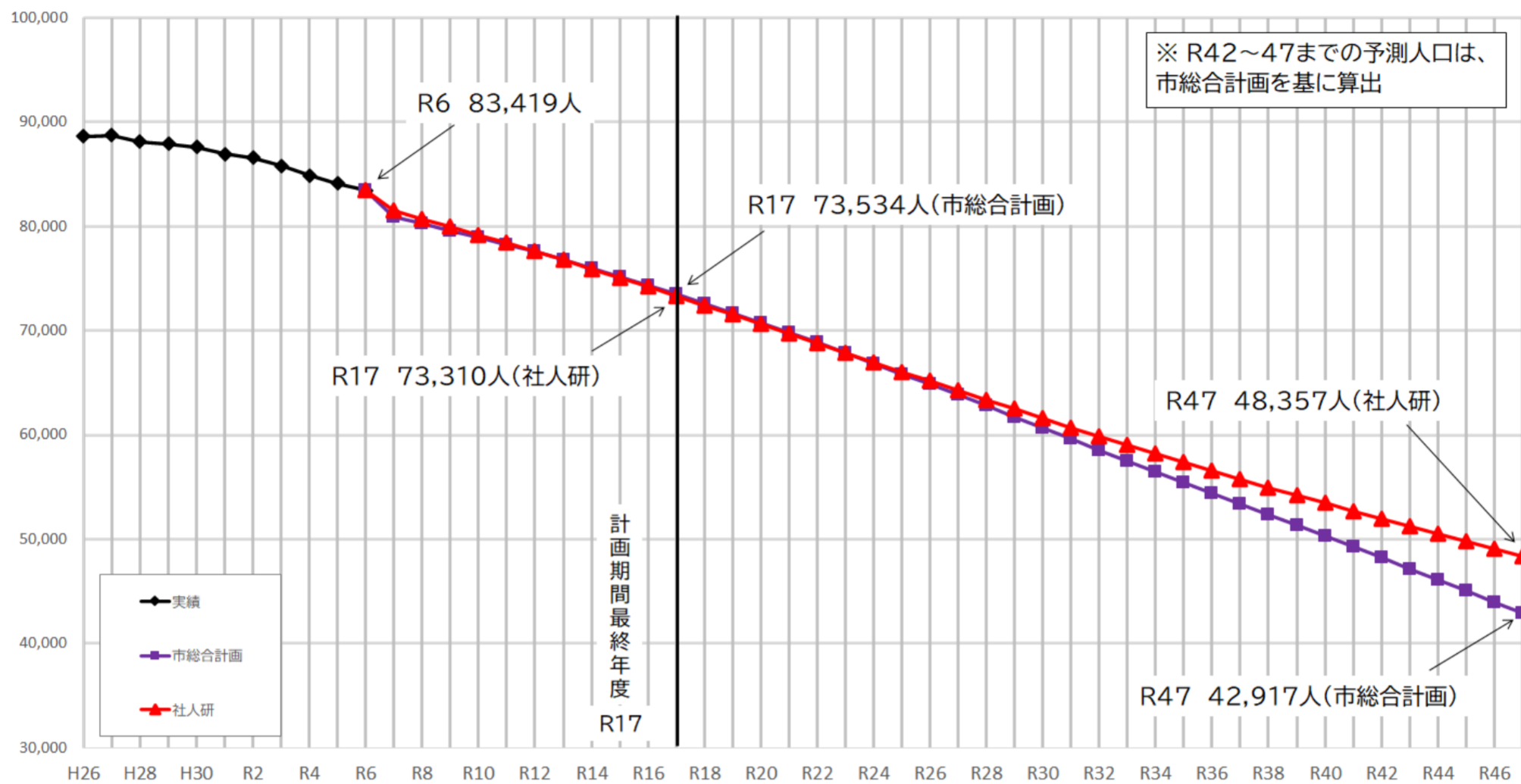
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

将来人口の予測方法としては、令和5年12月に公表された「国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)」による予測と、令和8年3月に公表された「第5次 高砂市総合計画後期基本計画(以下「市総合計画」という。)」による予測がある。

処理区域内人口の予測は、財政計画においては、適正な料金収入となるように経営の安定を考慮して社人研による予測を使用し、施設整備計画においては、施設的能力不足とおける将来行政人口(市全体)に処理区域内人口比(行政区域内人口の割合)を乗じて処理区域内人口を推計する。

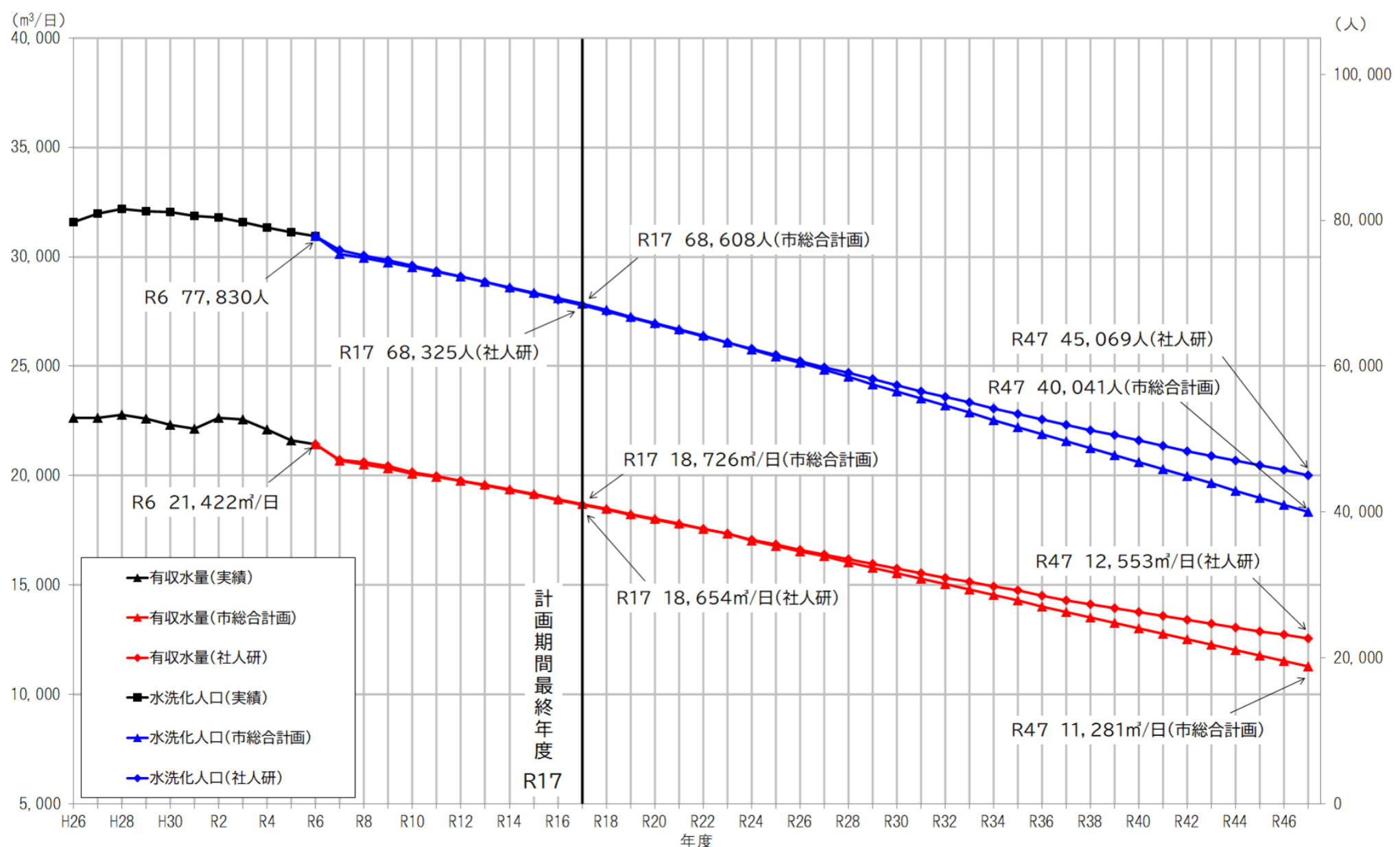
計画期間の最終年度である令和17年度において、処理区域内人口は財政計画に使用する予測では73,310人、施設整備計画に使用する予測では73,534人を見込んでいる。



(2) 有収水量の予測

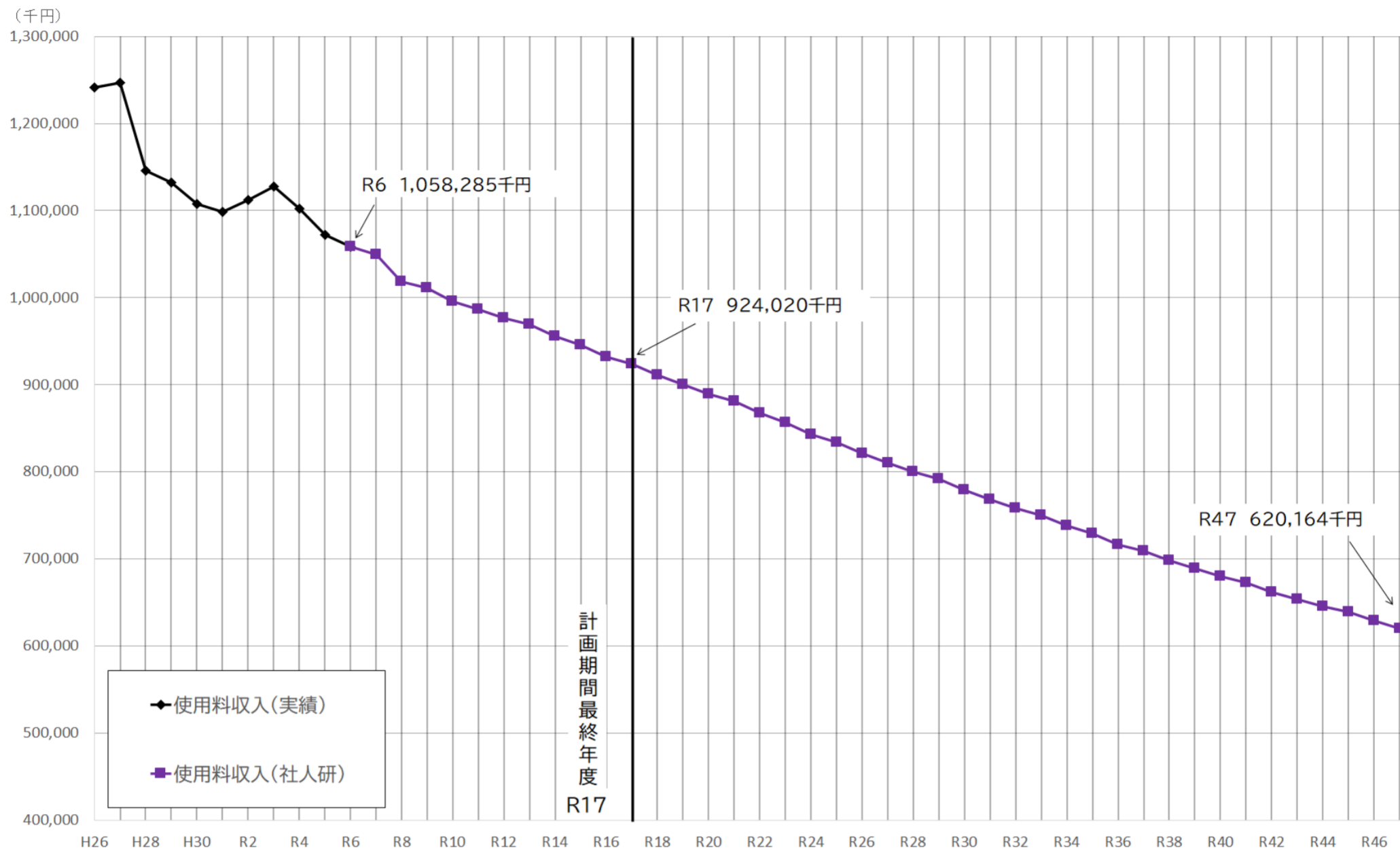
処理区域内人口に水洗化率(令和6年度実績値93.3%)を乗じて、水洗化人口を推計する。水洗化人口に生活用原単位を乗じて生活用有収水量を推計し、また別途業務用水量を推計する。生活用有収水量と業務・営業用有収水量を合わせたものを有収水量とする。

計画期間の最終年度である令和17年度において、18,654m³/日を見込んでいる。



(3) 使用料収入の見通し

有収水量に使用料単価(令和6年度実績値135.35円/m³)を乗じて使用料を推計した。
計画期間の最終年度である令和17年度において924,020千円を見込んでいる。



(4) 施設の見通し

供用開始から50年以上が経過しており、処理施設及び管渠の耐用年数を超過している施設もあるため、順次改築更新を進めなければならない。
そこで、下水道ストックマネジメント計画に基づき、適正な維持管理、早期の修繕、施設の長寿命化等、可能な限り耐用年数を延ばすことで、設備投資の増加を抑制していく。
また、災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、対策が必要な急所施設、避難所等の重要施設に接続する下水道管路について、最優先に耐震化の実施を進めなければならない。
そこで、高砂市上下水道耐震化計画に基づき、浄化センターと下水道管路の耐震化を進めていく。

(5) 組織の見通し

平成28年度に水道事業所と下水道部を統合して上下水道部を発足し、水道・工業用水道・下水道の管理部門を統合し、令和2年度に技術部門(管きよ)を統合した。
また、令和3年度に水道・工業用水道・下水道の技術部門(機械・電気・化学)及び事務部門を統合し、今後も業務の効率化、職員の能力向上を図っていく。

3. 経営の基本方針

事業管理	取り組み方針	取り組み概要	SDGs主な関連目標
管理体制【ヒト】	1.官民連携の推進	●民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を検討する。	
	2.人材育成	●職員の技術力向上を図るため、積極的に内部研修会を開催し、知識・経験を共有、継承していく。	
	3.業務のDX化	●AIをはじめとするデジタル技術を活用して、業務プロセスや組織運営の高度化・効率化を図る。	
	4.広報活動の充実	●下水道事業の現状や取り組み等について、理解を深めるための広報活動を定期的に行う。	
施設管理【モノ】	1.下水道施設の耐震化	●高砂市上下水道耐震化計画に基づき、浄化センターと下水道管路の耐震化を進める。	
	2.下水道施設の適正化	●施設の合理化・効率化を行うために、広域化による下水道処理の一部の統合を図る。	
	3.浸水被害の軽減	●令和5年度末で床下浸水被害対策は概成しており、今後は道路冠水に課題が残る箇所の整備を進める。	
	4.下水道施設のDX化	●AIをはじめとするデジタル技術を活用して、下水道施設の効率的な維持管理・更新を図る。	
経営管理【カネ】	1.投資の平準化	●下水道施設の事業費について、平準化を図る。	
	2.持続可能な健全運営	●安定した事業経営のために自己資金を確保する。 ●将来世代への負担軽減及び世代間のバランスに配慮した企業債の活用を行う。 ●収支状況を把握しながら、下水道法に基づく適正な料金水準の設定を検討する。 ●下水道事業を運営するにあたって関連するSDGs(持続可能な開発目標)に応じた取り組みを行う。	
	3.経済情勢の変化への対応	●人件費や物価上昇の見込みを適切に把握し、経営に反映していく。	

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として、効率的に施設整備を実施する。
-----	--

目標耐用年数を超過する管渠及び施設について、老朽化対策を実施する。

対象事業	期間	金額 (百万円)	備考
処理場・ポンプ場施設改築	R8～R17	3,882	機械・電気設備改築
処理場・ポンプ場施設耐震化	R8～R17	883	土木・建築構造物耐震化
汚水管路新設	R8～R9	105	明姫南A地区
汚水管路改築・耐震化	R8～R17	2,890	管更生
流域下水道接続事業	R8～R12	1,221	高砂処理区分流区域

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として、長期的財源を確保する。
-----	---

(財政の考え方)

企業債：プライマリーバランスを注視しながら「世代間の負担公平性」を保つため企業債の発行を行う。
繰入金：地方公営企業繰出金の基準内で一般会計から繰入を行う。
国庫補助金：国庫補助制度の拡充を国に要望し、積極的な確保に努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

人件費：人事院勧告の過去3か年(令和4～6年度)平均の上昇率1.3%を考慮した。
動力費：有収水量1m3当たりの動力費を過去3か年(令和4～6年度)の実績最大値に内閣府「中長期の経済財政に関する試算」に基づいた物価上昇率2.0%を考慮した。
維持管理負担金：過去3か年(令和4～6年度)の実績最大値に、物価上昇率2.0%を考慮した。
委託料：過去3か年(令和4～6年度)の実績平均値に、物価上昇率2.0%を考慮した。
工事費：事業費に過去10か年(平成26～令和5年度)の国土交通省公表資料に基づいた建設工事デフレーターを平均上昇率2.6%を考慮した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	高砂処理区について、分流処理している汚水を流域下水道で処理するよう計画・整備を行う。
投資の平準化に関する事項	下水道施設の更新については、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に点検を行い、老朽化した下水道施設の改築や更新のコストを平準化する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	持続可能な下水道事業のために国が求めるウォーターPPPの導入など、民間活力・ノウハウを活用することによる効率的な経営の実現可能性について、国や県の動向を注視し、本市として最適なウォーターPPP等の形態について検討する。
その他の取組	不明水対策を行い、維持管理費の減少による下水道経営への負担減を行う。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	経費回収率が100%を切ることのないように定期的に使用料のあり方を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	遊休資産の積極的活用を検討する。
その他の取組	国の補助事業の活用など、適切な財源の確保に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	職員の増員が困難な中、老朽化する施設を適切に維持するため、包括的民間委託等の導入を検討する。
職員給与費に関する事項	事業推進に必要な人件費について、人事院勧告に基づき、随時見直し検討を行う。
動力費に関する事項	消化ガス発電を行い、動力費のコスト削減を図る。
薬品費に関する事項	処理水量の変動を的確に監視するとともに効率的な薬剤・注入量の検証を行い、経費削減に努める。
修繕費に関する事項	定期的な点検による異常の早期発見と修繕に努め、施設の長寿命化を図る。
委託費に関する事項	民間活用をすることによって、経営改善が図れるような委託については、導入を検討していく。
その他の取組	—

5. 経費回収率向上に向けたロードマップ

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(国水事第56号 令和2年3月31日)に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップ」を次に示す。

経費回収率向上に向けたロードマップ

事業項目		内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
経営戦略	計画期間	計画期間は10年間	→														
	経営戦略の改定	おおむね5年ごとに検証し、改定する。		検証	改定					検証	改定				検証	改定	
数値目標	経費回収率(%)	使用料改定の実施等により改善を図る。	115.1%実績	→							100%以上目標	→					100%以上目標
	経常収支比率(%)	経常収支比率100%以上を維持する。	114.8%実績	→							100%以上目標	→					100%以上目標
収入増加のための取組	使用料改定(一般汚水)	おおむね5年ごとに使用料改定を検証する。		検証	改定					検証	改定				検証	改定	
支出削減のための取組	処理区の統廃合	高砂処理区の一部を加古川流域下水道へ接続する。				→				接続予定							
	人員配置の適正化 人材育成	業務の効率化を図るための人員配置や専門研修等への研修を行う。	→														

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・P・D・C・Aサイクルを活用した見直しを3～5年以内実施する。 ・収支ギャップの解消に向けて、以下の取組を検討する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 投資について 2) 財源について 3) その他
---------------------	--

下水道事業 投資財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (当初予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,214,312	2,139,902	2,088,651	2,096,055	2,047,838	2,007,683	2,123,197	2,104,136	2,088,141	1,995,462	1,867,691	1,823,697	1,803,276	1,790,570	1,774,620
	(1) 料 金 収 入	1,128,053	1,101,814	1,072,413	1,058,285	1,049,098	1,018,222	1,011,590	995,619	986,280	976,941	969,091	956,097	945,676	931,870	924,020
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)															
	(3) そ の 他	1,086,259	1,038,088	1,016,238	1,037,770	998,740	989,461	1,111,607	1,108,517	1,101,861	1,018,521	898,600	867,600	857,600	858,700	850,600
	2. 営 業 外 収 益	2,315,994	2,250,047	2,195,872	2,242,085	2,177,168	2,003,484	1,754,455	1,758,568	1,747,290	1,679,314	1,799,601	1,754,820	1,697,319	1,657,290	1,643,940
	(1) 補 助 金	1,337,863	1,285,718	1,238,850	1,268,658	1,224,738	1,065,514	821,127	833,170	826,797	765,688	892,000	852,000	825,000	808,000	809,000
	他 会 計 補 助 金	1,337,863	1,285,718	1,238,850	1,268,658	1,224,738	1,065,514	821,127	833,170	826,797	765,688	892,000	852,000	825,000	808,000	809,000
	そ の 他 補 助 金															
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	968,420	951,412	951,843	964,100	948,103	928,829	924,187	916,257	911,352	904,485	898,460	893,679	863,178	840,149	825,799
	(3) そ の 他	9,711	12,917	5,179	9,327	4,327	9,141	9,141	9,141	9,141	9,141	9,141	9,141	9,141	9,141	9,141
収 入 の 計 (C)	4,530,306	4,389,949	4,284,523	4,338,140	4,225,006	4,011,167	3,877,652	3,862,704	3,835,431	3,674,776	3,667,292	3,578,518	3,500,595	3,447,860	3,418,560	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	3,321,538	3,301,195	3,311,618	3,386,244	3,429,558	3,305,414	3,308,093	3,319,228	3,334,148	3,275,795	3,272,717	3,268,425	3,199,690	3,154,537	3,131,938
	(1) 職 員 給 与 費	224,350	202,465	210,169	216,990	215,818	218,624	221,466	224,345	227,261	230,215	231,711	233,217	234,733	236,259	237,795
	基 本 給 与 費	116,812	106,201	111,384	112,865	110,173	111,605	113,056	114,526	116,015	117,523	118,287	119,056	119,830	120,609	121,393
	退 職 給 付 費	107,538	96,264	98,785	104,125	105,645	107,019	108,410	109,819	111,246	112,692	113,424	114,161	114,903	115,650	116,402
	そ の 他	626,076	687,937	699,697	758,443	835,360	750,232	764,383	777,572	791,873	763,435	771,416	778,738	785,468	792,769	800,969
	(2) 経 費	74,962	113,558	97,196	99,884	123,641	105,849	107,262	107,680	108,804	109,929	110,136	109,746	109,635	109,115	109,278
	動 力 費	22,585	25,596	30,443	41,261	24,332	41,261	42,086	42,928	43,787	44,663	45,110	45,561	46,017	46,477	46,942
	修 繕 費	10,743	12,138	12,638	13,932	12,922	13,932	14,211	14,495	14,785	15,081	15,232	15,384	15,538	15,693	15,850
	材 料 費	270,097	275,450	271,801	291,088	332,816	279,446	285,035	290,736	296,550	259,481	263,506	267,561	270,647	274,763	278,911
	委 託 料 金	212,861	224,037	247,552	269,291	279,373	269,291	274,677	280,170	285,774	291,489	294,404	297,348	300,322	303,325	306,358
そ の 他	34,828	37,158	40,067	42,987	62,276	40,453	41,112	41,563	42,173	42,791	43,028	43,138	43,310	43,396	43,631	
(3) 減 価 償 却 費	2,410,526	2,410,705	2,385,793	2,376,688	2,365,001	2,316,922	2,305,343	2,285,563	2,273,328	2,256,199	2,241,170	2,229,244	2,153,160	2,095,715	2,059,918	
(4) 資 産 減 耗 費	60,586	88	15,959	34,123	13,379	19,636	16,901	31,748	41,686	25,947	28,421	27,227	26,329	29,795	33,255	
2. 営 業 外 費 用	517,602	457,219	420,600	374,352	346,297	339,226	320,530	303,963	298,566	301,651	297,840	287,007	286,375	282,902	282,343	
(1) 支 払 利 息	440,463	388,060	340,228	300,347	273,894	264,714	246,018	229,451	224,054	227,139	223,328	212,495	211,863	208,390	207,831	
(2) そ の 他	77,139	69,159	80,372	74,005	72,403	74,512	74,512	74,512	74,512	74,512	74,512	74,512	74,512	74,512	74,512	
支 出 の 計 (D)	3,839,140	3,758,414	3,732,218	3,760,596	3,775,855	3,644,640	3,628,623	3,623,191	3,632,714	3,577,446	3,570,558	3,555,432	3,486,065	3,437,439	3,414,280	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	691,166	631,535	552,305	577,544	449,151	366,527	249,029	239,514	202,717	97,331	96,734	23,085	14,530	10,421	4,279	
特 別 利 益 (F)		491			2											
特 別 損 失 (G)	999	166	371	128	911	222	222	222	222	222	222	222	222	222	222	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 999	325	△ 371	△ 128	△ 909	△ 222	△ 222	△ 222	△ 222	△ 222	△ 222	△ 222	△ 222	△ 222	△ 222	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	690,167	631,860	551,934	577,416	448,242	366,305	248,807	239,292	202,495	97,109	96,512	22,863	14,308	10,199	4,057	
繰 越 利 益 剰 余 金 (又 は 累 積 欠 損 金) (I)	3,950,578	4,582,438	5,134,372	5,711,788	6,160,030	6,526,335	6,775,141	7,014,433	7,216,928	7,314,036	7,410,549	7,433,412	7,447,720	7,457,919	7,461,976	
流 動 資 産 (J)	1,320,813	972,011	1,687,517	961,872	1,889,724	1,842,700	1,821,976	1,919,061	2,083,280	2,212,379	2,164,809	2,222,771	2,308,612	2,436,536	2,573,975	
う ち 未 収 金	131,617	131,531	150,765	122,378	147,914	309,574	306,092	322,402	349,991	371,680	363,688	373,426	387,847	409,338	432,428	
流 動 負 債 (K)	2,934,832	2,550,391	3,286,402	2,439,418	3,020,021	2,935,556	2,679,749	2,496,186	2,337,143	2,154,495	1,909,220	1,615,262	1,460,026	1,301,162	1,206,414	
う ち 建 設 改 良 費 分	2,334,338	2,231,601	2,221,381	2,099,950	1,947,170	1,988,859	1,815,548	1,691,183	1,583,430	1,459,685	1,293,509	1,094,351	989,177	881,546	817,354	
う ち 一 時 借 入 金																
う ち 未 払 金	467,701	247,338	961,545	240,695	968,348	804,342	734,251	683,955	640,377	590,332	523,126	442,582	400,047	356,518	330,557	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)																
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)																
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	2,214,312	2,139,902	2,088,651	2,096,055	2,047,838	2,007,683	2,123,197	2,104,136	2,088,141	1,995,462	1,867,691	1,823,697	1,803,276	1,790,570	1,774,620	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)																
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)																
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)																
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)																
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)																

下水道事業 投資財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (当初予算 +繰越)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分																
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	416,900	196,100	376,900	485,500	869,700	471,000	401,700	771,500	1,018,200	633,800	411,000	393,200	358,800	410,300	461,600
	うち資本費平準化債															
	2. 他 会 計 出 資 金															
	3. 他 会 計 補 助 金															
	4. 他 会 計 負 担 金	191,661	190,120	170,996	174,592	173,729	164,648	150,876	130,792	112,697	104,367	50,000	28,000	19,000	19,000	19,000
	5. 他 会 計 借 入 金															
	6. 国(都道府県)補助金	226,645	108,386	247,403	142,208	291,839	156,543	131,886	259,220	343,562	209,636	230,597	220,371	212,670	242,059	271,397
	7. 固定資産売却代金	14		22		1										
	8. 工 事 負 担 金	9,886	11,347	24,658	5,509	6,604	6,604	6,604	6,604	6,604	6,604					
	9. そ の 他															
計 (A)	845,106	505,953	819,979	807,809	1,341,873	798,795	691,066	1,168,116	1,481,063	947,803	691,597	641,571	590,470	671,359	751,997	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
純計 (A)-(B) (C)	845,106	505,953	819,979	807,809	1,341,873	798,795	691,066	1,168,116	1,481,063	947,803	691,597	641,571	590,470	671,359	751,997	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	694,541	357,055	672,592	656,702	1,177,009	654,534	563,367	1,058,252	1,389,544	864,893	947,371	907,551	877,633	993,167	1,108,502
	うち職員給与費	36,926	32,112	33,468	36,188	40,117	40,639	41,167	41,702	42,244	42,793	43,071	43,351	43,633	43,917	44,202
	2. 企 業 債 償 還 金	2,334,449	2,334,338	2,231,601	2,221,382	2,099,953	1,988,859	1,815,548	1,691,183	1,583,429	1,459,685	1,293,509	1,094,351	989,177	881,546	817,353
	3. 他会計長期借入返還金															
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金															
	5. そ の 他					3,000										
計 (D)	3,028,990	2,691,393	2,904,193	2,878,084	3,279,962	2,643,393	2,378,915	2,749,435	2,972,973	2,324,578	2,240,880	2,001,902	1,866,810	1,874,713	1,925,855	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	2,183,884	2,185,440	2,084,214	2,070,275	1,938,089	1,844,598	1,687,849	1,581,319	1,491,911	1,376,775	1,549,284	1,360,331	1,276,340	1,203,354	1,173,859	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	2,192,859	2,091,242	2,001,859	2,024,127	1,878,519	1,774,034	1,646,864	1,640,345	1,606,157	1,474,769	1,467,643	1,385,654	1,330,618	1,295,559	1,271,432
	2. 利益剰余金処分額															
	3. 繰越工事資金															
	4. そ の 他	29,100	10,493	23,544	28,377	53,666	23,540	20,261	38,059	49,974	31,105	34,071	32,639	31,563	35,718	39,866
計 (F)	2,221,959	2,101,735	2,025,403	2,052,504	1,932,185	1,797,574	1,667,125	1,678,404	1,656,130	1,505,874	1,501,714	1,418,294	1,362,182	1,331,278	1,311,298	
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 38,075	83,705	58,811	17,771	5,904	47,024	20,724	△ 97,085	△ 164,220	△ 129,099	47,570	△ 57,963	△ 85,842	△ 127,923	△ 137,440	
当年度末内部留保資金	319,136	235,431	176,620	158,849	152,945	105,921	85,197	182,282	346,502	475,601	428,031	485,994	571,836	699,759	837,199	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)																
企 業 債 残 高 (H)	27,475,052	25,336,814	23,482,113	21,746,231	20,515,978	18,998,119	17,584,271	16,664,588	16,099,358	15,273,473	14,390,963	13,689,812	13,059,435	12,588,189	12,232,435	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (3月補正予算)	令和7年度 (当初予算 +繰越)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分																
収 益 的 収 支 分	収益的収支分	2,423,507	2,323,336	2,254,373	2,303,728	2,222,993	2,054,375	1,932,134	1,941,087	1,925,958	1,783,609	1,790,000	1,719,000	1,682,000	1,664,000	1,659,000
	うち基準内繰入金	2,423,507	2,323,336	2,254,373	2,303,728	2,222,993	2,054,375	1,932,134	1,941,087	1,925,958	1,783,609	1,790,000	1,719,000	1,682,000	1,664,000	1,659,000
	うち基準外繰入金															
資 本 的 収 支 分	資本的収支分	191,661	190,120	170,996	174,592	173,729	164,648	150,876	130,792	112,697	104,367	50,000	28,000	19,000	19,000	19,000
	うち基準内繰入金	191,661	190,120	170,996	174,592	173,729	164,648	150,876	130,792	112,697	104,367	50,000	28,000	19,000	19,000	19,000
	うち基準外繰入金															
合 計	2,615,168	2,513,456	2,425,369	2,478,320	2,396,722	2,219,023	2,083,010	2,071,879	2,038,655	1,887,977	1,840,000	1,747,000	1,701,000	1,683,000	1,678,000	

原価計算表

供用開始年月日 昭和40年11月1日
 処理区域内人口 83,419人
 計算期間 自令和8年4月至令和13年3月
 (5年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使用料(X)	1,058,285	997,730		997,730
受託工事収益	0	0		0
その他	2,244,785	1,789,643	1,715,779	73,864
合計	3,303,070	2,787,373	1,715,779	1,071,594

支出の部

項目	金額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
維持管理費	職員給与費	141,043	145,848	53,439	92,409
	動力費	64,925	70,138	25,699	44,439
	修繕費	26,820	27,914	10,227	17,687
	材料費	9,056	9,426	3,454	5,972
	委託料	189,207	183,462	67,220	116,242
	負担金	175,039	182,182	66,752	115,430
	その他	76,045	75,484	27,658	47,826
小計	682,135	694,454	254,449	440,005	
資本費	支払利息	195,226	154,879	56,748	98,131
	減価償却費	1,544,847	1,486,856	1,398,107	88,749
	資産減耗費	22,180	17,670	6,475	11,195
小計	1,762,253	1,659,405	1,461,330	198,075	
控除項目	12,027	10,161	0	10,161	
合計(Y)	2,432,361	2,343,698	1,715,779	627,919	

資産維持費(Z)	299,765
使用料対象経費(Y)+(Z)	927,684

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 107.55$

<使用料水準についての説明>

算定期間中において、経常収支比率及び経費回収率が100%以上、かつ、当年度純利益及び内部留保資金がマイナスとならないように投資・財政計画を試算した結果、上記原価計算表のとおり、対象経費に対する使用料収入の割合が100%を超え、現在の使用料収入により料金対象経費を賅うことが可能となっています。

今後も定期的に使用料のあり方を検討していきます。

※資産維持費=対象資産×資産維持率(1%)

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。